

千葉県による公社等外郭団体に関する情報公開

団体名	社団法人千葉県青果物価格補償協会	県所管課	農林水産部生産販売振興課
代表者	会長理事 海保 行雄	電 話	043 - 223 - 2871
所在地	千葉市中央区新千葉3 - 2 - 6		
電 話	043 - 245 - 9455		
設立年月日	昭和45年12月16日		
ホームページ アドレス			
事業内容	青果物価格の安値時における生産農家の損失を補てんすること等によって、生産農家の経営の安定と集団産地の育成を図る。		

1 出資等の状況(H21.4.1現在)

(単位:千円,位)

資本金(又は出捐金)	10,600
------------	--------

出資(出捐)者	出資(出捐)額	出資(出捐)割合	出資(出捐)順位	備考
千葉県	5,000	47.2%	1	
全農千葉県本部	2,000	18.9%	2	
千葉県信連	1,000	9.4%	3	
JAかとり	300	2.8%	4	
JA山武郡市	240	2.3%	5	
JAとうかつ中央	220	2.1%	6	
JAいすみ	200	1.9%	7	
JA長生	200	1.9%	8	
JAちばみどり	180	1.7%	9	
JA安房ほか16者	1,260	11.8%	10	

2 社員(会員)の状況(社団法人のみ)(H21.4.1現在)

社員総数	26
------	----

区 分		社員数	主な者
内 訳	地方公共 団体	1	
	県		
	市町村		
	国又は政府系機関		
民間法人	25	全農千葉県本部、JA、信連、全共連、千葉県本部	
その他			

3 財務状況

(1)貸借対照表から

(単位:千円)

項 目	18年度	19年度	20年度
総資産	786,828	801,058	743,543
負債	767,253	781,421	721,407
(うち有利子負債)			
純資産	19,575	19,637	22,136
累積損益(利益剰余金)	8,975	9,037	11,536

(2)損益計算書

(単位:千円)

項 目	18年度	19年度	20年度
総収入 (=売上高+営業外収益+特別利益)	1,192,397	1,255,782	976,561
経常損益	825	62	2,498
当期損益	825	62	2,498
減価償却前当期損益	825	62	2,498

4 年度末借入金残高等の状況

(単位:千円)

項 目	18年度	19年度	20年度
借入金残高			
うち県からの借入金残高			
うち県以外からの借入金残高			
うち県の債務保証又は損失補償の対象となる借入金残高			

一般社団・財団法人及び公益社団・財団法人(特例法人(従来の公益法人)含む。)については、次のとおり公益法人会計基準に読み替える。

貸借対照表 純資産 正味財産合計

利益剰余金 一般正味財産

損益計算書 損益計算書 正味財産増減計算書

総収入(=売上高+営業外収益+特別利益) 総収入(=経常収益+経常外収益
+当期指定正味財産増加額)

経常損益 当期経常増減額

当期損益 当期一般正味財産増減額

5 県の財政支出の状況

(1) 委託料・補助金等

(単位:千円)

項目	目的、内容、算出根拠等	18年度	19年度	20年度
委託料				
補助金・交付金・負担金	野菜の生産、出荷の安定を図るため資金を造成し、価格下落時に価格補てんを行う。	387,583	77,596	30,580
合計		387,583	77,596	30,580

(2) その他

利子補給				
税の減免額				
出資金				
貸付金				
上記以外のもの				
合計				

6 役職員の状況(各年度7月1日現在)

(1) 役職員数

(単位:人)

項目	19年度	20年度	21年度
常勤役員数			
うち県退職者			
うち県派遣職員			
常勤職員数	1	1	1
うち県退職者			
うち県派遣職員			

(2) 役職員の平均年収等の状況

項目	19年度	20年度	21年度
役員数(県派遣又は県OB)	人(人)	人(人)	人(人)
役員平均年齢	歳	歳	歳
平均年収(千円)	千円	千円	千円
職員数(県派遣又は県OB)	1人(人)	1人(人)	1人(人)
職員平均年齢	36歳	37歳	38歳
平均年収(千円)	3,821千円	3,908千円	3,908千円

対象は常勤の役職員です。(嘱託職員、日々雇用職員は除く。)

役職員数は実人員を記入してください。

平均年収は、役員報酬や給料等総人件費を実人員で除して算出してください。

実人員の考え方

- ・4月に役員が4人いて、年度途中で2人交替し、年度末に4人であった場合の実人員は4人
- ・4月に役員が5人いて、10月から1人減り、年度末に4人であった場合の実人員は4.5人

7 見直し方針の取組状況

見直し方針	関与縮小
見直しの概要	野菜生産出荷安定法の規定に基づき、青果物価格補償事業を実施するため設立された法人であり、今後も農家経営の安定と産地育成を効果的に行っていく必要があることから、現在の経営形態での運営が適当。
取組状況	会員から会費を徴収し運営費を賄う。
その他(特記事項等)	

* 平成18年10月に千葉県行政改革推進本部で決定した見直し方針とその取組状況を記載してください(27団体)。

* 27団体以外の団体については、平成14年に決定した方針とその取組状況を記載してください。